平成２５年（フ）第５４６６号
大阪府大東市諸福５丁目２番66号
破産者　株式会社ＳＫ通信
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０２９号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目８番23棟７号
破産者　部落解放蛇草地区消費生活協同組合
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６号
兵庫県小野市来住町字奥谷1513番10
破産者　有限会社ペットファーム小野
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０１号
大阪市天王寺区石ケ辻町16番18―2501号
破産者　有限会社エムオーオーエヌ
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４９９号
大阪市平野区瓜破東３丁目２番７号
破産者　株式会社ウエムラ
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９０３号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁84番地５鳥幸ビル２―Ａ
破産者　株式会社佐川
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
和歌山県東牟婁郡古座川町池野山22番地１
破産者　株式会社シルキー
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２５年（フ）第３８号
岡山県津山市小田中219番地の３
破産者　新日光産業株式会社
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第１３号
岡山県苫田郡鏡野町古川1000番地
破産者　有限会社春木電器
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２６年（フ）第２０４号
広島市佐伯区湯来町大字下2901番地
破産者　廿日市商運株式会社
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２９２号
徳島市南昭和町２丁目55番地の４の１
破産者　株式会社マップシステム
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２５号
北九州市戸畑区東大谷１丁目12番26号
破産者　株式会社日機技研
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第１４１２９号
千葉県千葉市花見川区検見川町５丁目2413―１、開始決定時の住所千葉県千葉市美浜区真砂５丁目20―17―903
破産者　北山　龍介
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６２５号
横浜市中区本牧原21―６―902、商業登記簿上の本店所在地横浜市神奈川区台町７番地２ハイツ横浜509号
破産者　有限会社エイティーエイト
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３９８号
岐阜市日置江2594番地
破産者　株式会社ｅ―ｃｒｅａｔｅ
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第６２号
岐阜市柳ヶ瀬通５丁目14番地
破産者　アパ・ジュワイヨ有限会社中野
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１６６号
神戸市西区王塚台７丁目35番地―１―202号
破産者　エヌケイライン株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第２６号
神戸市西区櫨谷町福谷691番地
破産者　五月梱包株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
鳥取県鳥取市南栄町26番地４
破産者　アシタ化学工業有限会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１９号
鳥取県鳥取市南栄町33番地21
破産者　有限会社大器産業
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３８号
広島県福山市引野町4850番地１
破産者　成和建設株式会社
1　決定年月日　平成26年７月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係